

「今後の火災予防行政の基本的な方向について」
を踏まえた対応について
(報告案)

予防行政のあり方に関する検討会

平成 23 年 12 月

<目次>

第1章 検討の趣旨及び経過	1
第2章 検討の結果	3
1 火災予防の実効性向上	3
（1）複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化	3
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	
エ 大規模・高層建築物の防災管理体制の拡充	
オ 管理権原者の考え方	
（2）製品火災に係る火災原因調査の充実	9
（3）防火に係る自己診断の導入と使用開始届出の実効性向上	10
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	
2 火災予防に係る規制体系の再構築	13
（1）用途区分等の見直し	13
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	
（2）福祉施設に係る用途区分のあり方の見直し	15
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	
（3）性能評価システムの運用改善	16
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	
（4）小規模事業所等及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し	17
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	

3 事業仕分けにおける指摘事項への対応	21
（１）消防用機器等の検定制度等のあり方	21
ア 現行制度の概要	
イ 課題	
ウ 対応の考え方	

第３章 今後の検討事項	25
1 火災予防の実効性向上	25
2 火災予防に係る規制体系の再構築	25
3 事業仕分けにおける指摘事項への対応	26
4 国民への分かりやすい説明	26

<添付資料>

添付資料 防火対象物管理開始確認票（例）（チェックシート）	27
-------------------------------	----

<参考資料>

参考資料 1 予防行政のあり方に関する検討会 委員名簿	29
参考資料 2 火災予防の実効性向上作業チーム 部会員名簿	30
参考資料 3 規制体系の再編作業チーム 部会員名簿	31
参考資料 4 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化及び自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について（平成23年11月15日付け全消発第395号）	32
参考資料 5 防火管理に係る過去の主な裁判例	34
参考資料 6 「消防本部における火災予防業務体制の実態に係る意見交換会」の概要	36
参考資料 7 製品事故における火災原因調査体制の充実・強化について（平成21年7月2日付け全消発第226号）	49

第1章 検討の趣旨及び経過

近年は、火災被害の中心がデパートやホテル等の大規模事業所から、雑居ビル等の小規模事業所や社会福祉施設、一般住宅に移っている。

また、昭和の時代に相次いだ大規模事業所による火災の教訓を踏まえて累次の消防法令の改正が行われた結果、前述のように大規模事業所における火災は大幅に減少しているが、その一方で、現行の消防法令に基づく規制が、建築物等の用途・規模に着目しつつ、ハード面・ソフト面についてそれぞれ要件を定め、かつ、並列的に義務付けられていることから、全体として複雑化した規制体系が構成されている。

これらの火災予防行政をめぐる実態や課題を踏まえ、「火災予防の実効性向上」及び「火災予防に係る規制体系の再構築」を主要テーマにして、平成22年4月に「予防行政のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において検討作業を開始し、同年12月に検討会報告として「今後の火災予防行政の基本的な方向について（報告）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

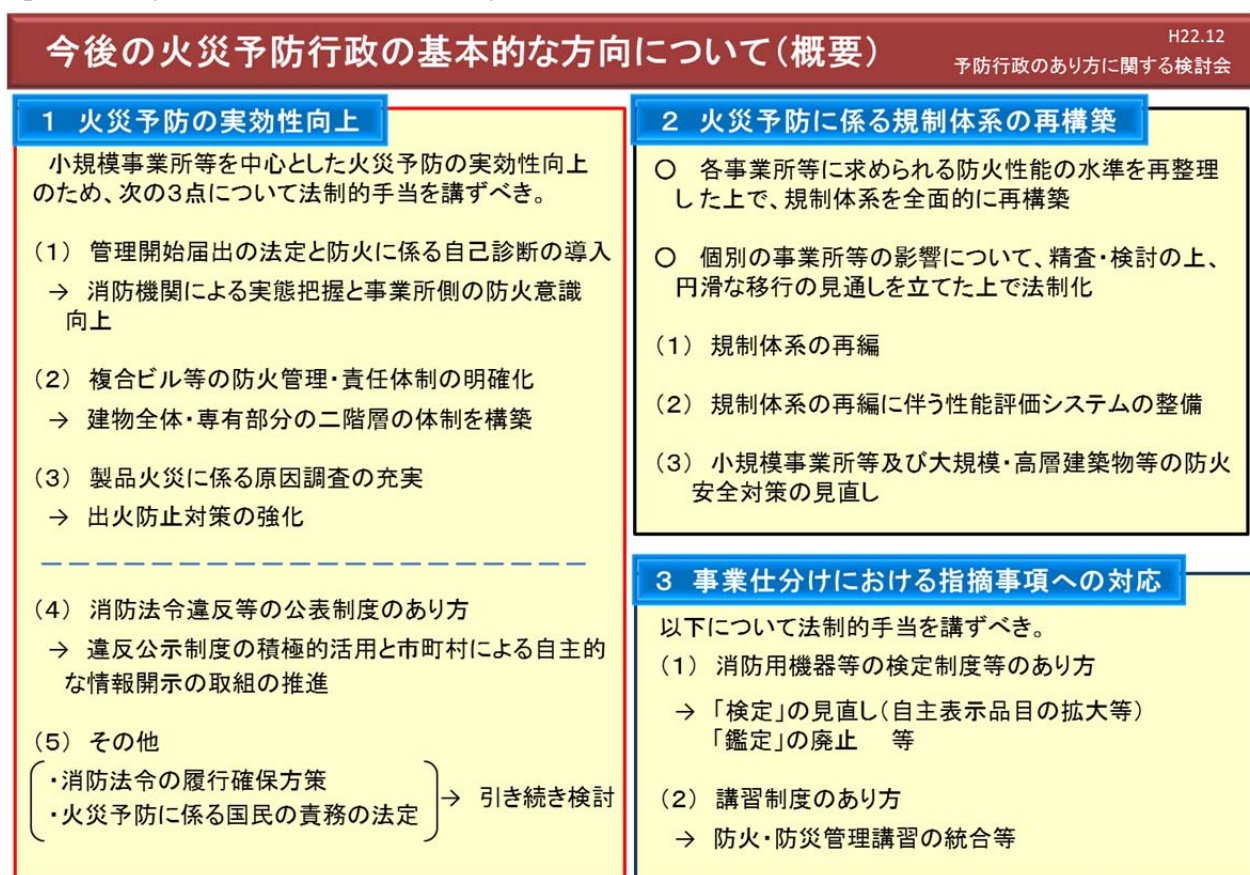


図1 「今後の火災予防行政の基本的な方向について」（概要）

報告書では、「火災予防の実効性向上」に向けて管理開始届出の法定や複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化等について法制的手当を講ずべきとされた。また、「火災予防に係る規制体系の再構築」については、さらなる検討、検証と調整を要する課題が多く指摘さ

れ、各事業所等に求められる防火性能の水準を再整理した上で個々の事業所等の影響について精査し、新しい規制体系への円滑な移行について一定の見通しが得られるかを含めて検討すべきとされた。併せて、平成22年5月に行われた公益法人事業仕分けの評価結果を踏まえて、「事業仕分けにおける指摘事項への対応」として消防用機器等の検定制度等についての見直し案が取りまとめられた。なお、報告書では、提言する内容の制度化に向けた検討に際しては、学識経験者や消防機関等による作業チームを設けて個別具体的な検討を行い、その結果を検討会に報告し、その審議に付した上で実施に移していくことが適当とされた。

報告書の提言を受けて、平成23年2月には、主に複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化や管理開始届出の法定等について検討する「火災予防の実効性向上作業チーム」と、主に規制体系の再構築等について検討する「規制体系の再編作業チーム」を設け、それぞれ学識経験者や消防機関の実務担当者等により検討作業を開始し、実務的な面を中心に法制的手当の是非を含め、具体的な検討を行った。なお、これらの作業チームにおける検討に加え、平成23年8月から9月にかけて全国9ブロックにおいて「消防本部における火災予防業務体制の実態に係る意見交換会」を開催し、主要な消防本部から実態に即した制度設計に係る意見等を聴取したところであり、その内容についても作業チームにおける検討に反映することとした。

その結果、「火災予防の実効性向上」及び「火災予防に係る規制体系の再構築」について、それぞれ法制的手当の是非や具体的な制度設計等について検討結果がまとまったことから、当報告を決定し、公表することとしたものである。

第2章 検討の結果

1 火災予防の実効性向上

(1) 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

ア 現行制度の概要

昭和43年の消防法改正により、高層建築物等や比較的規模の大きい建築物等で、管理権原者が複数となるものについては共同で防火管理を行うとする制度が創設された。この制度では、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物等全体の防火対策のため共同で実施すべき事項について管理権原者間での協議を義務付け、これらについての消防計画を策定した上で消防機関に届出を行わなければならないこととされている。

イ 課題

共同防火管理を実施している建築物等においては、消防法施行規則に基づき、管理権原者間で協議すべき事項の一つとして「統括防火管理者」を定めることとされているが、実際に協議が行われ、消防機関に届出が行われているのは、対象となる建築物等のうち約65%にとどまっている。また、形式上管理権原者間の協議がなされていても、実質的な協議がなされていない場合には統括防火管理者のリーダーシップが発揮できず、加えて、統括防火管理者の役割や権限が法令上においても明確でないことなどから、例えば建築物等全体での避難訓練等の実施に支障を生じるなど、現行の共同防火管理制度については、実効性のある制度であるかという点で課題があるのが現状である。

また、平成13年の新宿区歌舞伎町雑居ビル火災を踏まえた平成14年の消防法改正においては、不特定多数の者が利用する建築物等の管理権原者に対して、廊下や階段、避難口等の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理することなどの責任があることを明確化する改正が行われたところであるが、実際に防火管理業務を行う上で、廊下や階段等の共用部分の防火管理を誰が主体として行うのかなど建築物等全体の中での防火管理体制の役割分担は必ずしも明確でないことから、依然として、共用部分を中心に火災発生時における危険性が高い建築物等が多く見られるところである。

なお、前述のような状況を踏まえ、全国消防長会からも、複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化を図る制度を構築することを求める要望が消防庁長官に提出されている（参考資料4参照）。

ウ 対応の考え方

建築物等の防火管理について一義的な責任を有する管理権原者の考え方を整理した上で（後述）、雑居ビル等の複合ビルについては、例外的な事例を除き、基本的には複数の管理権原者が存在する共同防火管理制度の対象であるという前提の下に、現行の共同防火管理制度を拡充し、複合ビル等における火災危険性を低減させていくことが重要である。

具体的には、これまで消防法施行規則で定めていた統括防火管理者を消防法上において防火管理統括者（仮称）と明確に位置付けた上で、各管理権原者が協議して防火管理統括者（仮称）を選任することを義務付け、防火管理統括者（仮称）に建築物等全体の消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物等全体の避難訓練等の実施、廊下や階段等の共用部分の管理等を行わせることとすべきである。また、防火管理統括者（仮称）による建築物等全体の防火管理を実効性あるものとするためには、防火管理統括者（仮称）が各防火管理者に対して、必要に応じて指示をすることができることなどを法令上明確にすべきである。

なお、制度の創設に際しては、関係者や消防機関に過度な負担や混乱が生じることがないように、施行までの周知期間を十分確保することなどに留意すべきである。また、管理権原ごとの防火管理は、各管理権原者及び各防火管理者が第一義的な責任を有していることを踏まえ、消防機関においては、各管理権原者及び防火管理者に対する指導等を防火管理統括者に全面的に委ねることなく、必要に応じて、適切な行政指導等を従前どおり行い、法令遵守を促していくべきである。

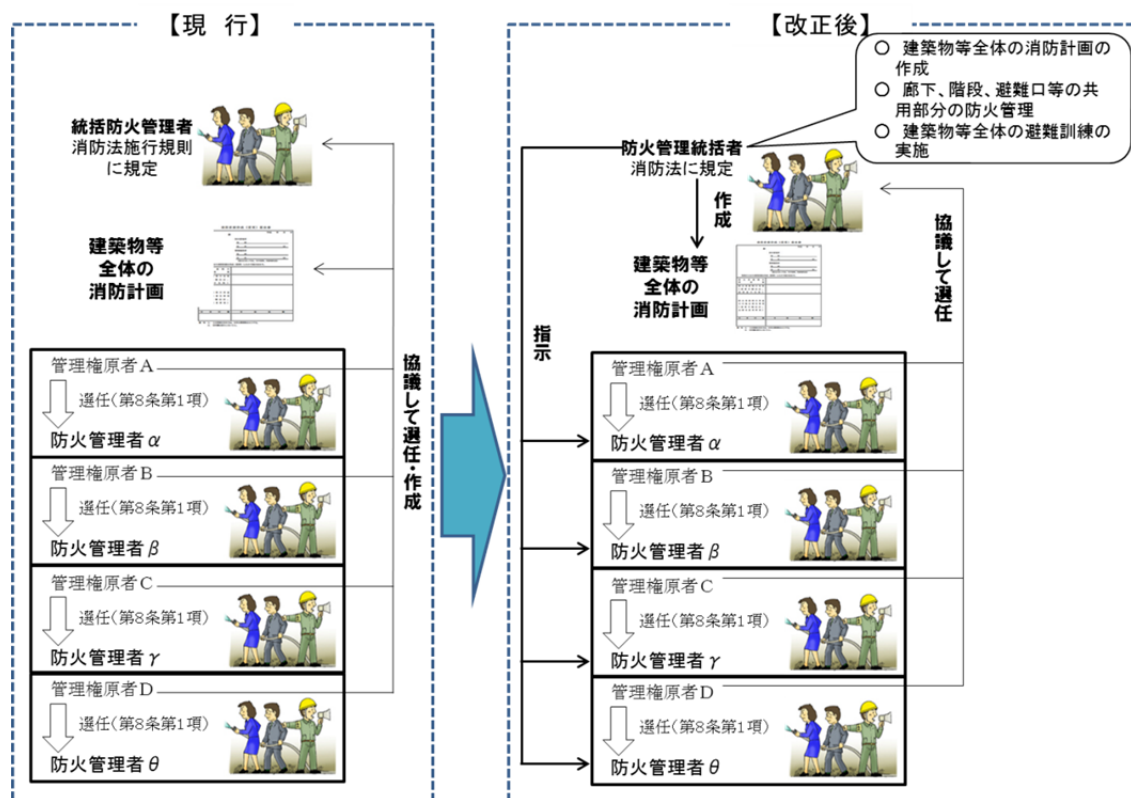


図2 消防法第8条の2（共同防火管理制度）の改正イメージ

エ 大規模・高層建築物等の防災管理体制の拡充

大規模・高層の建築物等については、防火管理者に加えて、防災管理者の選任が義務付けられ、地震やテロ災害等に対応するため、防災管理に係る消防計画の作成、避難訓練の実施、オフィス家具の固定等の地震対策の実施、地震発生時における避難誘導等の応急措置等を行うことが義務付けられている。

本年3月11日に発生した東日本大震災においては、都市部の高層ビルを中心に激しい揺れに伴う人的・物的被害が発生したことや、在館者の避難に関連して混乱が生じたことなどにかんがみれば、今回、雑居ビル等の複合ビルにおいて防火管理統括者（仮称）の選任を義務付け、建築物等全体の防火管理業務を行わせることに併せて、大規模・高層の建築物等については、防災管理統括者（仮称）の選任を義務付け、防火管理と併せて防災管理についても建築物等全体の役割分担を明確化し、実効性のある防災管理体制を構築すべきである。

オ 管理権原者の考え方

雑居ビル等の複合ビルであっても管理権原者が単一の場合には、「共同防火管理」の対象外である。単一の管理権原者が防火管理を行う場合には、当該建築物等全体の防火管理を統一的行うことができるという利点がある一方、火災発生時に危険性の高いテナントが入居する建築物等においては、個々のテナント単位の対

策が不十分になるおそれがある。

現行の防火管理制度及び共同防火管理制度は、「管理権原者」に第一義的な防火管理責任があるという前提の下に防火管理者の選任を義務付けているものであるが、消防法令上における「管理権原者」についての具体的な考え方がこれまで示されてなかったことから、その整理を行い、もって複合ビル等における防火管理体制及び責任体制の明確化を図るべきである。

(7) 建築物等における防火管理の実態

建築物等において防火管理がどのようになされているのかについては、各消防本部が指導等を通じて把握している実態等を勘案すると、おおむね以下のよう整理することができる。

a 管理権原が複数であるとして運用・指導している場合

- (a) 管理権原（防火管理者）ごとに防火管理を実施
- (b) 複数の管理権原者が協議して統括防火管理者を選任（テナント部分は、それぞれの管理権原者が選任した防火管理者が防火管理を実施）
- (c) 複数の管理権原者が共同して1名の防火管理者を選任あるいは一部を委託する形で1名の防火管理者を選任
- (d) 複数の管理権原者が「外部委託」という形で管理会社（委託）から1名の防火管理者を選任

b 管理権原が単一であるとして運用・指導している場合

- (a) 全体として複合用途の建築物等であるが、建築物等全体を1名が所有しており、1名の防火管理者が防火管理者の責務に基づき当該建築物等の防火管理を行うことが可能
- (b) 防火管理者選任届出書により届出された内容（届出者、所在地、名称、用途、管理権原等）を勘案した結果、管理権原者が1名であると消防本部が判断

(イ) 管理権原者についての整理

管理権原者については、これまで「建築物等について正当な管理権を有する者、すなわち建築物等の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者」を指すと説明されてきたところである。実際には、所有者や借受人が同時に管理権も有していることが多いと推定されるが、例えば、大規模のビル等でその使用体系と管理体系とが分かれている場合や、所有者が管理体系に実質的な影響力を有していない場合には、その管理体系上正当な管理権を有する者がこれに当たると解されてきた（私法上又は公法上の契約により本来の管理権原者から

管理を委任された者がある場合には、管理について実質的な影響力を有している者が消防法第8条の管理権原者に該当する。))。

今回は、前述のほか「(ア)建築物等における防火管理の実態」を踏まえ、以下のとおり、「管理権原者」の考え方を従来よりも明確に整理し、消防法令上の解釈として示すべきである。

a 「管理」・「権原」とは

「管理について権原を有する者」のうち、「管理」とは、建築物等又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火についての管理をいい、「権原」とは、ある法律行為又は事実行為を正当ならしめる法律上の原因をいう。なお、消防用設備等を適切に設置・維持管理すべき「建築物等の関係者」あるいは消防用設備等が消防法令に基づき設置され、又は維持されていないと認める場合における措置命令の受命者となる「建築物等の関係者で権原を有するもの」は、ここでいう「管理について権原を有する者」とは別の概念であり、実態として必ずしも同一とは限らない。

b 管理について権原を有する者とは

aを踏まえると、「管理について権原を有する者」とは、「建築物等又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」と整理することができる。代表的な例としては、建築物等の所有者、占有者等が想定される。ただし、この判断にあたっては、建築物等又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態のほか、「管理権原者の代表的な例」(表1参照)を踏まえて総合的に判断する必要がある。

この場合、複合ビルにおける管理権原は複数の基本であり、単一となるのは、次のいずれかの場合と考えられる。

- (a) 建物全体としては複合用途の建築物等であるが、建物全体を1人の管理権原者が使用している場合
- (b) 管理権原者と各賃借人との間で、以下のように防火管理の責務を遂行するために必要な権限が付与されるような取り決めが確認できる場合
 - ① 管理権原者が各賃貸部分を含め建築物等全体の防火に関する権限を有していること。
 - ② 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者は、防火管理上、必要ときに建築物等の部分に立入ることができること。
 - ③ 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者は、各賃借人に対す

る防火に係る指示権限を有していること。

なお、複合用途の建築物等以外の建築物等における管理権原は、単一である場合のほか複数である場合も想定されるので、当該判断にあたっては、前述のように建築物等の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態などを踏まえて総合的に判断する必要がある。

表 1 管理権原者の代表的な例

形 態	管理権原者	
	共 有 部 分	専 有 部 分
○所有者自身が管理する場合（防火及び防災業務の一部を委託する場合、総合ビル管理会社に管理全般を委託する場合を含む。） ○親会社所有の建築物等を子会社に管理委託する場合	・建築物等の所有者	・建築物等の所有者 ・所有者との賃貸借契約により入居している事業主
○所有者からビルを一括して不動産会社等が長期間借り上げて（マスターリース）、管理・運営を行うとともに、借り上げた不動産会社等が第三者に賃貸契約を結び転貸（サブリース）する場合	・建築物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主	・建築物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主との賃貸借契約により入居している事業主
○区分所有や共有の場合	・建築物等の所有者 ・管理組合 ※ 契約において区分所有者が組合等を設置し、その代表者にビル管理・運営に関する権限を与えている場合	・建築物等の所有者 ・所有者等との賃貸借契約により入居している事業主
○信託する場合（所有権が所有者から信託会社に移転の場合）	・信託会社	・信託会社との賃貸借契約により入居している事業主
○不動産証券化の場合	・信託銀行 ・特定目的会社(投資法人) ・アセットマネージャー（不動産経営）等 ※ 管理・運営状況等で判断	・信託銀行等との賃貸借契約により入居している事業主
○指定管理者制度の場合	・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その業務内容から判断	・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その業務内容から判断
○P F I 事業の場合	・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※ 事案ごとに、P F I 事業契約等の内容から判断	・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※ 事案ごとに、P F I 事業契約等の内容から判断

(2) 製品火災に係る火災原因調査の充実

ア 現行制度の概要

火災の原因を究明することは、その後の消防機関における予防・警戒体制の確立や適切な消火活動を遂行する上で不可欠な資料を提供するものである。このため、消防法においては消防機関の実施すべき事務の一つとして火災原因調査を規定している。

火災原因調査を行うために消防機関に付与されている権限のうち、質問権は「関係のある者」(およそ何らかの関係を有する者一切) に対し付与されているのに対し、資料提出命令権及び報告徴収権は「関係者」(消防対象物(すなわち建築物等)の所有者、管理者又は占有者) に限られている。

イ 課題

製品火災に関し消防機関が行う火災原因調査において製造・輸入業者からの資料提出等が必要な場合、製造・輸入業者からの協力を拒否される事例[※]もあることから、消防機関の火災原因調査に係る権限の強化が求められている状況にある(平成21年7月2日付けで全国消防長会から消防庁に対し、この趣旨の要望書が提出されている(参考資料7参照))。

※ 製造・輸入業者の協力が拒否された事例

- ① 平成16年に関東地方の消防機関の管轄区域において光通信アクセス装置から出火した火災で、消防機関が焼損した製品の所有者の了解を得て調査を行い、電子基盤内の出火箇所の特定に至るも、製造業者から基盤の回路図や実態配線図などの資料が得られなかったため、消防機関としては最終的に原因を「不明」とせざるを得なかった。
- ② 平成18年に輸入車から出火した火災で、火災原因調査の結果、エンジン冷却系のサーモヒータから出火したことが判明した。同種の火災が他にも2件あったことから、製造業者に対して、同種事故の発生状況及び再発防止策について報告を求めるとともに、サーモヒータの構造図の提出を要求したが、企業秘密等を理由に拒否され、結果的に出火原因の特定に至らず、また再発防止策を取ることができなかった。

ウ 対応の考え方

製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権の権限を付与すべきである。

その際、消防機関に対し、現場調査に技術者の立会い等を命令する権限を併せて付与すべきとの意見もあるが、この点については、専門知識の必要性からこれを支持する論者がある一方、情報操作や隠ぺいのリスクを懸念して否定的な見解を示す論者もあり、わが国では議論が分かれている状況にあることから、さらに慎重に検討を行う必要がある。

なお、近年、製品火災対策の観点から消防機関が行う火災原因調査の役割も高まっており、火災原因調査の実施にあたっては、消防大学校消防研究センターが

担う専門的・技術的観点からの支援機能の活用を図るべきである。同時に、消費者の安心・安全の実現に向け、関係機関との情報共有等を通じた火災原因調査の結果の有効活用が求められていることを踏まえ（図3参照）、消費者行政や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）など他機関との連携を強化するとともに、火災発生前の製品事故等も含めた網羅的な検討体制の構築との関係を併せて検討していく必要がある。

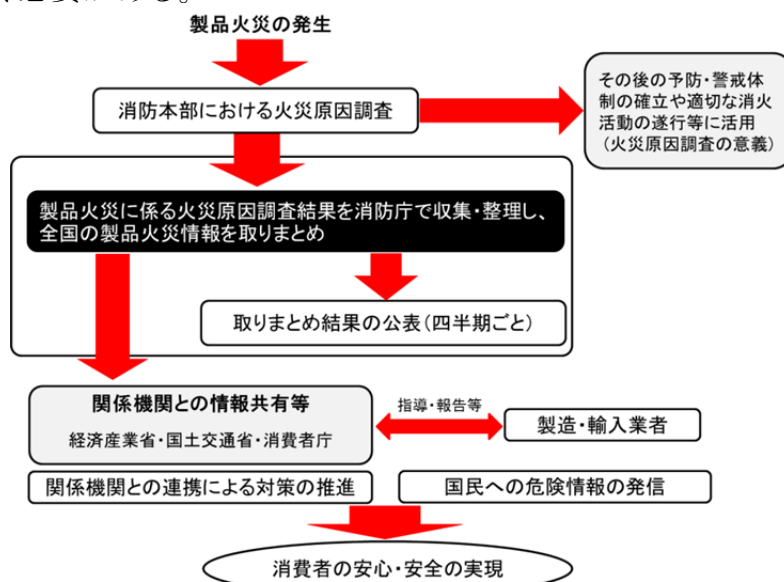


図3 製品火災に係る火災原因調査の活用体制

（３）防火に係る自己診断の導入と使用開始届出の実効性向上

ア 現行制度の概要

現行の消防法令では、多数の者が利用する用途に用いられている建築物等のうち、一定規模以上のものについては、防火管理者の選任や消防計画の策定といったソフト面の対策や、消防用設備等の設置といったハード面の対策を義務付けている。また、建築物等の新築・増改築に伴う消防同意や消防用設備等の設置届出等の消防法上の制度のほか、各市町村の火災予防条例において整備されている使用開始届出等により、各消防機関は管内の建築物等の状況を把握し、必要に応じて立入検査（消防法第4条）や措置命令（同法第5条等）等を実施することにより、建築物等の関係者に対して消防法令に従い防火上必要な措置を履行することを促している。

イ 課題

一定規模以上の建築物等では、消防法令に基づく防火管理者選任届出や消防計画の届出が義務付けられており、約8割の建築物等においてはこうした防火管理上必要な手続が履行されているが、その中には形式的な届出を行っているだけで、

実際の建築物等における火災時の危険性の把握や具体的な防火対策を十分に検討していないといったケースが多いという指摘もある。

また、防火管理者の選任義務がない小規模事業所等においては、消防計画の作成義務もないため、管理権原者の火災予防に係る自覚が十分でない場合がある。

加えて、消防法令上の義務が履行されていない事業所等については、消防機関による立入検査や是正命令等により早期に違反是正を促していく必要があるが、特に小規模事業所等ではテナント等の入れ替わりが頻繁であり、使用開始届出が提出されていないことが多いことから、消防機関が建築物等の現状を十分に把握できない状況にある。

また、既存建築物等においては、用途変更が行われた場合に、変更後の用途に応じて設置が義務付けられている消防用設備等を設置しない事例も少なくない。多くの市町村の火災予防条例による使用開始届出制度においては、このような用途変更時においても届出を義務付けているが、既存の建築物等に関しては未届となっている場合も少なくないことから、違反是正が進まない一つの要因となっている。実際に、宝塚市でのカラオケ店火災（平成19年1月発生。死者3名）においては、用途が倉庫からカラオケ店に変更されていたにもかかわらず、必要な消防用設備等が設置されておらず、かつ、必要な届出等もなされていなかったことから、消防機関がその旨の把握ができず、指導ができない状況となっていた。

ウ 対応の考え方

建築物等における防火管理は管理権原者に第一義的な責任があることを踏まえれば、管理権原者の火災予防に係る自覚を促すため、建築物等における火災時の危険性等を確認することができる簡易なチェックシート（添付資料参照）を建築物等の使用開始時にそれぞれの用途に使用しようとする者に記載させ、消防機関に提出を求める仕組みを構築すべきである。

ただし、消防機関等の意見を踏まえ、制度創設に際しては、管理開始届出を法定し、管理開始届出とともにチェックシートの添付を義務付ける仕組みを構築するのではなく、各市町村の火災予防条例において整備されている既存の使用開始届出制度を活用することを軸に、各市町村の実態に応じた制度設計を構築することを検討すべきである。その理由としては、現行の使用開始届出が制度として関係者間に広く定着していること、各市町村によって現行の使用開始届出の提出義務範囲等が異なるなど制度の運用が様々であること、加えて各市町村によって建築物等の実態が大きく異なることから全国統一的に手続制度を整備するよりは、各市町村の実態に即して市町村の火災予防条例に制度設計を委ねる方が地域主権

の考え方にも即していること、等を挙げることができる。

一方で、現行の使用開始届出による消防機関の建築物等の実態把握については、衛生、警察、福祉など、各種の事業所等の事業活動を所管する行政当局との間の連携を一層密にすることが、極めて有効であると考えられる。一部の市町村においては、独自の取組として関係部局間の連携を進め、実態把握の向上に努めており、国においては、このような先進的な取組事例を広く周知するとともに、関係省庁との連携体制を構築し、各種の事業所等の事業活動を所管する行政当局との一層の連携を促していくべきである。

2 火災予防に係る規制体系の再構築

(1) 用途区分等の見直し

ア 現行制度の概要

現在の消防法の規制は、昭和23年の消防法の制定、昭和36年の消防法施行令の制定以来、ソフト面・ハード面の各種の対策を個別・並列的に、それぞれ用途・規模等に応じて義務付けているが、その後、数多くの基準の改定が重ねられ、その結果、全体として規制体系の複雑化が進んでいる。

また、用途の区分については、消防法施行令制定当時から細分類も含めて28種類あったものが、建築物等の利用の多様化や新しい事業形態の出現等により、その後の改正を経て現在35種類と増加している。

各種の建築物等について用途・規模ごとの外形的な基準によりソフト面・ハード面それぞれの対策の実施を義務付ける方式は、各事業所等の単位でみれば講ずべき対策が細部にわたり一義的で明確であるという利点があり、一律に一定レベルの防火対策の実施を確保するという観点からは大きな成果を上げている。

イ 課題

一方、現行の規制体系は全体として複雑化していることから、消防法に基づく諸規制の全体像や理念が必ずしも十分に理解されず、建築物等の関係者の間でも「火災危険性に応じた防火対策を講じる必要性がある」との意識を希薄化させかねないとの指摘もある。

ウ 対応の考え方

(ア) 規制体系の全面的な見直しについて

諸規制の全体像や理念の整理に係る対応の一つとして、現行の用途区分を防火・防災の観点から着目すべき特性に応じて再編・大括り化しつつ、それぞれの用途区分について防火・防災上必要とされる安全性能について、事業所等の規模に応じ原則として5～6段階程度にランク分けする形で提示し、これを満足する組合せとして、現行消防法令で義務付けられている各種対策の実施を位置付けることが考えられる。

現行制度は、建築物等の特性に応じたきめ細かな規制を行っているものであるが、部分的な規制強化や規制緩和が生じることのないよう現行規制と同レベルの規制を新制度においても課そうとすれば、結果として現行規制と同様に細分化された複雑な制度となり、規制体系の簡明化という本来の目的を達することが困難となる。

また、仮に新しい規制体系を既存の建築物等には適用せず、新規の建築物等

にのみ適用する場合には、既存の建築物等については従来どおりの規制が課されることになり、結果として、新旧２つの法体系が長年にわたり存在し、それぞれに適用されることになり建築物等の設計、施工者や消防機関等の負担は大きくなることから、この場合にも本来の目的を達することは困難であるといえる。

全国の消防機関等からも、前述のような課題を含め、複雑とはいえ一定の成果を挙げて定着している現行制度を抜本的に改正することによる混乱や、新体系への移行に伴い規制強化や緩和が発生する場合は、関係者の理解を得ることが困難との懸念が示された。これらの状況をかんがみ、全面的な規制体系の再構築については当面行わない方針とする。

(イ) 用途区分の理念の整理

さらに消防機関からは、現行の規制体系を存続させた上で、その全体像を整理し、関係者に分かりやすく説明するための工夫を凝らすことや、特に問題となっている福祉施設に係る用途区分の整理をはじめとする以下のような課題に優先して取り組むべきとする意見が寄せられた。

- ① 消防法施行令別表第一に明記されていない新たな用途が出現したときに、既存の用途項として分類できない場合がある。
- ② 不特定多数が利用し、火災が発生した場合に人命の危険性が高いなど、特定用途に類似した事業所であっても、特定用途として判定できない場合がある。
- ③ 複合用途の建築物等について、以下に掲げるように適当な用途として判定できない場合がある。
 - ・（１０）項である駅舎の内部に「駅ナカ」と称される百貨店と同様な商業空間があっても、機能従属という運用により、（１６）項イ（特定用途の複合）ではなく、（１０）項として判定せざるを得ない場合
 - ・店舗併用住宅の住宅部分に対して、事業所と同様に消防用設備等の設置義務等の防火対策が義務付けられる場合 等
- ④ 自力避難困難な者等の宿泊・入居のある福祉施設であっても、既存の用途項では（６）項ロではなく、（６）項ハとして判定せざるを得ない場合がある。

これらのことを踏まえ、諸規制の全体像や理念の整理を図るため、当面の対応として、現行の規制体系を維持することを前提に、用途区分の考え方の整理

を図ることとすべきである。

整理に際しては、用途区分についてこれまで示されている行政実例などの内容を踏まえ、用途区分の全体像が整理できる合理的な説明をすることが求められる。特に、福祉施設に係る用途区分については、優先して整理すべきである。

また、用途区分の整理と併せ、複合用途の取扱いについての考え方の整理を図ることも必要である。

(2) 福祉施設に係る用途区分のあり方の見直し

ア 現行制度の概要

福祉施設については、平成19年の消防法施行令改正において、旧(6)項ロのうち、特に自力避難が困難な者が入居又は入所する施設を新たに(6)項ロとし、それ以外のものを(6)項ハとする改正を行ったところである。

新しい(6)項ロ、ハの福祉施設については、次表に示すとおり、ハード面・ソフト面それぞれの対策の実施が義務付けられている。

表2 福祉施設((6)項ロ、ハ)におけるハード面・ソフト面の対策

	(6) 項ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等(※)	(6) 項ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター等(※)
自動火災報知設備	面積にかかわらずすべて	延べ面積 300 m ² 以上の施設
消防機関へ通報する火災報知設備	面積にかかわらずすべて	延べ面積 500 m ² 以上の施設
スプリンクラー設備	延べ面積 275 m ² 以上の施設	延べ面積 6,000 m ² 以上の施設
防火管理者選任及び消防計画の作成	収容人員 10 名以上の施設	収容人員 30 名以上の施設

※ サービス付き高齢者住宅については、サービスの実態により共同住宅又は有料老人ホームとして取り扱い、有料老人ホームである場合は入居者の状況によって(6)項ロ又は同項ハとして取り扱うこととしている。

イ 課題

現行の(6)項ロに該当する福祉施設は、消防法施行令を改正した平成19年当時の福祉施設の区分や運用実態等を踏まえ、法令上、特定の区分の施設を該当

施設として列挙しているが、その後の福祉施設の運用実態等の変化により、自力避難困難な者等の宿泊・入居がないとされていた軽費老人ホーム、小規模多機能型施設、さらには老人デイサービスセンター等において自力避難が困難な者の宿泊・入居が常態化している事例が増加している。用途区分の判定については、建築物等の利用の実態等にかんがみて総合的に判断する必要があるが、法令上の想定と実態との間に乖離が生じていることから、関係者間において用途の判定に苦慮する事例が増加しており、結果として、こうした施設において火災予防上必要な安全対策が講じられていないおそれがある。

ウ 対応の考え方

自力避難が困難な者が宿泊・入居する施設は、火災が発生した場合に危険性が非常に高い施設であり、近年においても、グループホーム等において多数の死者を伴う火災が発生している。

今後、高齢化社会がさらに進展することを踏まえれば、特に高齢者が入居する福祉施設を中心に、その運用実態等の現状を調査した上で、法制的手当を含む火災予防上必要な対策を検討すべきである。

(3) 性能評価システムの運用改善

ア 現行制度の概要

建築物等に対する消防用設備等の設置維持の基準については、政省令等においていわゆる仕様規定によりその詳細を定めることが基本となっており、技術の発展等を受けて、随時、政省令等の改正が行われた結果、各設備等について詳細な基準が定められている。

これについては、平成15年の消防法改正により部分的に性能規定化が行われ、消防用設備等の設置基準については以下の3つのルートのいずれかによることができることとなった。その他、従前より検定対象機械器具等について、省令に定められている規格と同等以上の性能を有するものとして、総務大臣が認めた規格（特例規格）という制度もある。

(7) ルートA

消防法施行令・施行規則等に定められた、仕様規定を主とした技術基準

(イ) ルートB

ルートAに定める通常の消防用設備等とは異なるものの同等の性能を有するものについて、総務省令で新たな基準を設け、通常の消防用設備等と代替可能とする技術基準（例えば、一定の構造要件を満たす共同住宅の消防用設備等に

ついて通常の事業所等よりも緩和された基準を定めたものなど)

(ウ) ルートC

個別の建築物等ごとの一件審査の形で、建築物等の関係者の申請により、専門機関の性能評価を経た上で、通常の消防用設備等を設置した場合と同等以上の性能が認められる場合に、特殊消防用設備等として総務大臣が認定するもの

イ 課題

設備等の規格や設置方法について詳細な基準が定められていることは、信頼性の高い設備の設置・維持を全国均一に安定的に確保する観点からは大きなメリットがある。一方で、新技術の円滑な導入や、より合理的な手法による防火・防災性能の確保の観点からは、通常の規制体系とは異なる形で必要な性能を確保する方式をより幅広く許容していくことが重要であり、このためには、当面の取組として、現行の消防法令において導入されている性能規定（ルートB、ルートC、特例規格）の積極的な活用を促すことに加えて、規制基準の性能規定化をさらに推進していくことが求められる。

一方、消防用設備・機器等の開発・製造事業者からは、ルートCについて、審査に要する時間について予見可能性に欠けることから活用しにくい制度であるという意見や、新技術による設備の認定の効果が、個別の建築物等の単位に留まらず、他の建築物等一般にも及ぶように、製品・システム単位での認証制度に組み替えることが望ましいとの意見がある。

ウ 対応の考え方

消防用設備・機器等に係る従来の枠組みを超えた新製品・システム等を迅速・円滑に審査して、個別の建築物等にとどまらず、消防法令上の防火・防災性能を確保するための一般的な方策として評価・認証する仕組みについては、現行制度においても、特例規格のあり方の整理やルートBの活用、ルートCにおける運用改善を図ることで、一定の成果が得られるものと考えられる。

その際、ルートCにおける評価方法の工夫や標準審査期間を明示するなどにより、審査の迅速化や運用の見直しを図るべきである。

(4) 小規模事業所等及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し

ア 現行制度の概要

消防法の規制は、各種の建築物等に対し、主としてその用途・規模等に応じて、ソフト面・ハード面の各種の対策を義務付けているが、これらは、基本的には各種の対策ごとに、ある一定規模以上の建築物等に対してその実施を義務付ける形

となっている。その結果、極めて小規模な建築物等ではほとんどの対策が義務付けられていない一方、極めて大規模な建築物等であっても、中規模建築物等について求められている対策とほぼ同じ内容の義務付けにとどまっている。

近年においては、小規模事業所等における社会的影響の大きな火災が度重なり発生したことや、大規模建築物等における地震対策強化の社会的要請の高まりを踏まえ、小規模社会福祉施設等へのスプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置基準の大幅な強化や、大規模建築物等に対する自衛消防組織・防災管理制度の導入など、小規模な建築物等や大規模な建築物等の特性に着目した義務付けも行われている。

イ 課題

建築物等の利用形態の多様化等により、特に、極めて小規模な事業所及び極めて大規模な建築物等において、現行規制の枠組みの下で求められる防火・防災上の対策と、建築物等の実態に応じて必要と考えられる対策との間にミスマッチを生じていることが指摘されている。

(7) 小規模事業所等における課題

小規模事業所等については、「1 火災予防の実効性向上」においても課題に挙げられているように、一定規模以上の建築物等と比べて消防法令上の義務付け事項が少ないことなどもあり、管理権原者において火災予防に係る自覚が必ずしも十分でないことが多いという課題や、頻繁に事業所等の新設・入れ替わりが行われる傾向が強いことから、消防機関による実態把握が困難であるという課題がある。

さらに、小規模事業所等に関しては、消防法令上の規制体系の整合性確保の観点から具体的に指摘されている問題点として、平成16年の消防法改正により一般住宅について規模を問わず住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなったことに対し、旅館、福祉施設等の事業所のうち300㎡未満の小規模なものについては、一般的に自動火災報知設備の設置義務は課せられないままとなっており、両者の取扱いが均衡を欠くのではないかと指摘されている点がある。

加えて、小規模事業所等においては、消防用設備等が消防法令による義務付けに基づいて設置されていても、十分な維持管理や点検がなされず、当該消防用設備等が適切な機能を発揮できない状況となっている事例が見受けられる。こうした事例については、維持管理や点検に係るコストが法令遵守を阻害する一因になっていることが考えられる。

(イ) 大規模事業所等における課題

一方、大規模な建築物等については、一通りの対策の実施が義務付けられているものの、その方法等についてまで中小の建築物等と同様に一律に細かく定められていることから、近年の極めて大規模化・複雑化した建築物等については、実情に沿わない場合が散見されることが指摘されている。例えば、各種防火対策の実施の基本単位としては、一般的に「階」が用いられるが、平面的に極めて大きな広がりを持つ巨大な空港ターミナルビル等の建築物等について、特定のフロア全体を単位として設備の設置や避難、警報を行うことが適当ではなく、合理的な基準によりフロアの一部を切り分けて規制を適用すれば足りる場合もあり得る。

また、一般的には火災時の避難は最終的には在館者すべてが屋外に避難することを基本とし、これを基に警報・避難誘導対策の方法が定められているが、極めて大規模・高層となった建築物等において、すべての在館者を屋外に避難させることには著しい困難が伴い、現実性に欠ける場合もある。これらの課題について、現状では消防法施行令第32条等の適用により、個別に特例的な取扱いがなされているところであるが、より体系的に処理できる仕組みを検討することが望まれる。

ウ 対応の考え方

(ア) 小規模の就寝系施設における自動火災報知設備のあり方

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられている一方で、小規模事業所等のうち就寝系施設（旅館、有床の診療所、福祉施設等）については自動火災報知設備の設置が義務付けられていない現行の規制は、火災危険性に応じた防火対策を求めるという観点から均衡を失しているという指摘があることを踏まえて、その火災危険性について十分調査した上で、法制的手当を含む必要な対策を検討すべきである。

(イ) 小規模事業所等における消防用設備等の維持管理のあり方

小規模事業所等に設置が義務付けられている消防用設備等の維持管理については、法令遵守を促すとともに消防用設備等のメンテナンスフリー化を推進し、もって小規模事業所等における火災危険性を低減させていくべきである。

具体的には、消防用設備等の点検報告制度において、専門技術者による点検が必要不可欠な事項について消防用設備等を構成する機器の種類ごとに検証することなどにより、消防用設備等の点検報告制度の実効性を向上させるために必要な見直しを行うべきである。

(ウ) 大規模・高層建築物等において配慮すべき事項

大規模・高層建築物等については、建築物等の全体的なレイアウトや建築物等の構造に係る消防機関のニーズに関する事項（例えば、防災センター、非常用エレベーター、非常用進入口等の消防隊の進入経路等）といった建築防災と火災予防が一体となった合理的な建築計画を実現し、消防機関による円滑な審査を促すため、建築物等の関係者が、積極的に専門機関が行っている総合的な防火・防災性能の評価を活用しやすくなる方策について検討すべきである。また、消防機関の指導や建築物等の関係者の検討に資するよう、大規模・高層建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保事例を取りまとめることが効果的である。

3 事業仕分けにおける指摘事項への対応

(1) 消防用機器等の検定制度等のあり方

ア 現行制度の概要

消防法上、消防用機器等の品目を指定して、法令に定める技術上の規格に適合していることを示す表示を付していなければ販売できない等の規制を課している制度として、「検定」及び「自主表示」の制度がある。

この「検定」及び「自主表示」の対象となっている品目は、一定の性能等が発揮されなければ、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、具体的な品目の範囲は政令で指定されている。このうち、「自主表示」は製造又は輸入事業者自らが規格に適合する旨を表示すれば足りるのに対し、特に重要な品目を対象とする「検定」については、第三者機関である日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定に合格したものでなければ、表示を付することができないこととしている。

なお、このほかに消防用機器等に関しては「認定」、「鑑定」などの販売規制等を伴わない（任意の）ものがあるが、これらは認証機関が製造事業者の依頼に基づいて行うもので、あらかじめ対象品目が法令上指定されることもなく、これらの認証を受けずに販売や工事への使用等を行うことも法制度上は可能である（表3参照）。

表3 消防用機器等に関する認証制度の概要（平成22年10月現在）

区 分	販売規制等を伴うもの		販売規制等を伴わない(任意のもの)	
	検定 	自主表示 	認定 	鑑定 
根拠条文	消防法第21条の2 (マーク) 消防法施行規則別表第三	消防法第21条の16の2 (マーク) 消防法施行規則別表第四	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4 (マーク) 平成12年消防庁告示第19号	消防法第21条の36 (マーク) 根拠規定なし
制 度 の 要	・第三者機関(日本消防検定協会又は登録検定機関)が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示 ・合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止	・製造事業者が自ら、規格省令に適合することを確認し、適合している旨の表示 ・適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止	・登録認定機関が、省令・告示に定められている技術基準に適合することを認定し、適合している旨の表示 ・消防機関による消防用設備等の設置時検査において、必要な技術基準に適合しているとみなされ、検査手続きが簡略化	・消防法上、日本消防検定協会の業務の一つとして規定(法的効果については、特段の規定なし)
実施主体	日本消防検定協会 又は登録検定機関 (登録検定機関は現在のところなし)	製造事業者 (※規格省令への適合は、実態上、日本消防検定協会が、製造事業者からの依頼に基づき受託試験で確認)	登録認定機関 (日本消防設備安全センター、日本消防検定協会、日本電気協会など7機関)	日本消防検定協会
対象品目	・消火器 ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・感知器・発信機 など14品目 消防製品に特有な基幹的な機械器具等 ⇒ 政令で品目を指定	・動力消防ポンプ ・消防用吸管 など2品目 消防製品に特有な基幹的な機械器具等のうち、主として消防機関が使用するもの ⇒ 政令で品目を指定	・スプリンクラー配管継手 ・スプリンクラーポンプ ・非常電源 など37品目 一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具 ⇒ 製造事業者の依頼により登録認定機関が実施	・住宅用火災警報器 ・エアゾール式簡易消火具 ・消火器用圧力計 など19品目 省令・告示等に技術基準が定められている機械器具等のうち、検定対象品目の消耗部品や類似品等 ⇒ 製造事業者の依頼により日本消防検定協会が実施

イ 課題

公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、「検定」については自主検査の導入や実質的な民間参入ができるよう見直しを行うこと、及び個別検定について抜取検査である旨を明確にすること、「鑑定」については住宅に設置義務のない消火器が「検定」であるのに対し設置義務のある住宅用火災警報器が「鑑定」であることが制度上疑問であるなどの理由により廃止すること、という判定を受けたところである。

また、検定業務については、昭和61年に指定機関制度を創設し、日本消防検定協会以外の機関にも参入の門戸を開いて以来、公益法人要件の廃止、登録検定機関制度への移行、特殊消防用設備等を含めた4類型の区分で部分的な参入を可能とする措置など、民間参入を促進する累次の制度改正を行ってきたところであるが、現在に至るまで民間企業の参入の実績はない。

検定対象機械器具等については、昭和61年に2品目を「自主表示」品目に移行して以来、現行14品目を検定対象として定めているが、この中には主に消防機関が使用するものや建築物等の実態の変化に伴いニーズが低下している品目も含まれている。

なお、現在、日本消防検定協会が任意に行っている「鑑定」業務の対象とされている器具の中でも、消防特有の製品で近年広く一般家庭に普及しているものとして、住宅用火災警報器やエアゾール式簡易消火具があり、これらについては消防法令上の規格等が定められている一方で、販売規制等は課されていないのが現状である。

ウ 対応の考え方

(7) 基本的な方向

公益法人事業仕分けの判定を受けて、「検定」制度については、第一に自主検査の拡大に向けて、検定対象品目の範囲を使用実態等を勘案して見直し、一部の品目については「自主表示」制度に移行することにより、製造事業者等の自主検査により規格に適合していることを確認し、表示すれば足りることとする方向で検討すべきである。また、検定対象品目として存置するものについても、優良な製造事業者等について個別検定の実施方法等を簡略化することなどを検討すべきである。

第二に、民間参入の促進については、登録検定機関の登録要件である試験設備の「保有」要件を緩和することで初期投資のコストを引き下げる措置を図るべきである。

第三に、個別検定の趣旨及び手続を法制上も明確化することが必要である。その際には、全数検査ではなく抜取検査により行われている実態に照らして、「個別検定」の名称が適切かどうかとも検討すべきである。

これらに加え、検定に合格していない消防用機器等が市場に流通した場合におけるリコール命令等の事後規制の手法の導入や、無表示販売等に対する罰則を強化すべきである。

また、日本消防検定協会の「鑑定」業務については廃止し、現在同業務で取り扱われている品目について、消防法令上で技術上の規格や基準を定め販売規制等を行う必要がある品目であるか否か、再度検証をした上で、一定の性能等が発揮されなければ、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのある品目については、原則として製造事業者等の自主検査により規格に適合していることを確認し表示を行う「自主表示」の対象品目に追加するとともに、特に重要な品目については「検定」の対象品目とする方向で検討すべきである。

なお、見直しに当たっては、消防用機械器具等が通常の製品とは異なり、一定の性能等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれがあるという特有の性格があることをよく踏まえ、必要な安全性能が確実に確保されることが前提であることに留意する必要がある。

具体的には、検定対象から自主表示対象に移行する品目がある（後述）ことを踏まえ、特に自主表示対象機械器具等については、製造・輸入事業者に対する総務大臣への届出事項の拡充や、規格に適合していることの検査の実施及び当該検査の記録の作成・保存を義務付けること、「認定」制度等を活用した任意の第三者認証制度の構築等の制度の拡充を図るべきである。

なお、全国消防長会からも、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保についての要望が消防庁長官に提出されている（参考資料4参照）。

(イ) 品目ごとの検証を踏まえた具体的対応策

以上のような考え方を踏まえ、「検定」及び「自主表示」の制度に係る対象品目については、以下のとおり見直しを行うべきである。

- ① 現在「検定」の対象とされている14品目のうち、主に消防機関が使用する「消防用ホース」及び「差込式又はねじ式の結合金具」並びに建築物等の実態変化でニーズが低下している「漏電火災警報器」については、「自主表示」の対象品目に移行すべきである。

② 近年では、住宅防火対策の強化が火災予防行政の大きな課題となっている中、全住宅に設置を義務付けている「住宅用火災警報器」については、特に重要な品目として「検定」の対象品目に追加し、第三者機関による性能確認を経ることとすべきである。

③ 「自主表示」制度については、現行の「検定」の対象品目から上記①の3品目を移行するとともに、家庭に広く流通し、破裂事故も頻発している「エアゾール式簡易消火具」については、住宅防火対策上重要な品目として「自主表示」の対象品目に追加すべきである。

なお、品目の整理に際しては、十分な周知期間・準備期間を確保するなど、関係者間に混乱が生じることがないように十分配慮すべきであるとともに、品目の整理に合わせて、各品目に係る技術上の規格についても、通常の製品以上に高い安全性能が求められる製品であることを踏まえ、各品目の使用の実態や安全性能等に配慮した見直しを行うべきである。

第3章 今後の検討事項

1 火災予防の実効性向上

雑居ビル等において火災が相次いで発生していることや、東日本大震災により都市部の高層ビルを中心に激しい揺れに伴う人的・物的被害が発生した教訓等を踏まえれば、複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化及び大規模・高層建築物等の防災管理体制の拡充については、早急に消防法の改正を含め法制化に向けた作業を行い、制度化を図るべきである。

また、昨年12月の報告書で取りまとめられた製品火災に係る消防機関による火災原因調査権の充実についても、関係機関との連携を図りつつ、法制化に向けた作業に早急に着手すべきである。

上記の法令改正が必要な作業に加えて、火災予防の実効性向上に向けて、今後、以下に掲げる事項を中心に具体的な検討を進めるべきである。

- ① 建築物等における火災時の危険性等を確認することができる簡易なチェックシートを建築物等の使用開始時にそれぞれの用途に使用しようとする者に記載させ、消防機関に提出を求める各市町村の実態に応じた制度設計を検討すること。
- ② 特に、小規模施設における消防計画について、より実効性が向上するような手法を検討すること。
- ③ 消防機関による是正命令発動の迅速化に関する方策を検討すること。
- ④ 防火管理や防災管理に関する届出様式の統一化について検討すること。

2 火災予防に係る規制体系の再構築

「第2章 検討の結果」の内容を踏まえて、今後、次に掲げる事項を中心に具体的な検討を進めるべきである。

- ① 用途区分の考え方について、これまで示されている行政実例などの内容も含め、全体像についての合理的な説明ができるよう整理すること。その際、併せて主たる用途に従属する用途についての考え方も整理すること。
- ② 高齢者が入居する福祉施設の運用実態等の現状を調査した上で、法制的手当を含む火災予防上必要な対策を検討すること。
- ③ 特例規格のあり方やルートBの活用、ルートCにおける運用改善について整理を行うこと。
- ④ 小規模の就寝系施設について、火災危険性を十分調査した上で、法制的手当を含む必要な対策を検討すること。

- ⑤ 特に小規模事業所等における維持管理、点検に係る履行確保を図る方策を検討すること。
- ⑥ 大規模・高層建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保事例を取りまとめること。

3 事業仕分けにおける指摘事項への対応

検定品目又は自主表示対象品目に係るリコール命令の創設及び罰則の引き上げ、自主表示対象機械器具等の製造・輸入業者に対する総務大臣への届出事項の拡充及び規格適合検査に係る検査記録の作成・保存の義務付け、任意の第三者認証制度の構築等の制度の拡充等については、今後、消防法の改正を含め、法制化に向けた作業を早急に行い、併せて、これらの新制度の円滑な運用開始に向けた詰めの作業を行うべきである。

また、上記の消防法改正の施行を踏まえて、検定品目、自主表示品目等の品目の見直し、当該品目の見直しに伴う各品目に係る技術上の規格に関する見直し等に向けた作業を進めるべきである。

4 国民への分かりやすい説明

上記1～3の検討のみならず、今後、消防法令の運用や見直しを行うに当たっては、消防法令に基づく諸規制が、過去に発生した大規模火災からの教訓や火災が発生した場合に想定される危険性等を踏まえた上で、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するために必要不可欠なものであるということを、国民に分かりやすく説明することを基本とすべきである。

防火対象物管理開始確認票(例)

年 月 日 点検実施者 住所 氏名 下記のとおり、防火対象物又はその部分の管理開始に伴い防火確認を行いました。 記		
1 火災の危険性及び評価		
項目	点 検 内 容	チェック欄
火災の対策に関する事	たばこの不始末等の偶発的要因により火災が発生するかもしれない。	
	たばこの吸い殻など火災の要因となるものを把握し、要因がある場合は適切に処理をする。	☐
	火気設備・器具等の維持管理不良、たこ足配線等の人的要因により火災が発生するかもしれない。	
	電気ストーブ、ガステーブル等の火気設備・器具を使用する場合は、正しく使用する。	☐
	火気を使用した場合、ガスの元栓の閉止等の確認を行う。	☐
	レンジフードや排気ダクトがある場合は、毎日清掃する。	☐
	暖房器具等を使用する場合は、消し忘れについて注意する。	☐
	コンセント、電気延長コードがある場合は、たこ足配線をしない。	☐
	電化製品の電気配線がある場合は、丸めたり、束ねたりして使用・収納しない。	☐
	コンセントがある場合は、ほこりを定期的に清掃する。	☐
	調理を行う場合、衣服に炎が燃え移る危険性があるので注意する。	☐
	放火等の外部要因により火災が発生するかもしれない。	
	建物の周辺や人目のつきにくい場所に燃えやすい物を放置しない。	☐
	火災の発見が遅れ、延焼拡大するかもしれない。	
	火気を使用している間は、その場を離れずに監視を行う。	☐
	こんろ、ストーブなどの火が、周辺の可燃物や危険物等に燃え広がるかもしれない。	
	カーテン、じゅうたん等がある場合は、防災物品を使用する。	☐
	ストーブ等の暖房器具がある場合は、上や近くに燃えやすい物を置かない。	☐
	電気ストーブ等の電気器具がある場合は、周りに燃えやすい物を置かない。	☐
	ガステーブル等の厨房機器がある場合は、周りに燃えやすい物を置かない。	☐
危険物又は危険物品等の取扱いは、防火上安全な場所及び安全な方法で行う。	☐	

火災の対策に関すること	火災が発生した際、初期消火や消防への通報に失敗するかもしれない。	
	消火器等の消防用設備等を設置している場合は、その使用方法を従業員全員で確認する。	☐
	119番通報の要領を従業員全員で確認する。(火事・救急の別、住所、何が燃えているかなど)	☐
避難等に関すること	火災等の災害時は、有効に避難できないかもしれない。	
	避難通路には、火災の予防又は避難に支障となるような物を置かない。	☐
	避難通路の床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持する。	☐
	避難口又は地上に通ずる通路に設ける戸は、容易に開放できる戸とする。	☐
	火災発生時は、適切な行動が取れないかもしれない。	
	火災発生時の任務分担や避難誘導等の行動要領を確認する。	☐
	消火用具(消火器、水バケツ等)の場所及び消火方法を確認する。	☐
2 地震の危険性及び評価		
項目	点 検 内 容	チェック欄
地震の対策に関すること	地震が発生した際、気が動転して適切に行動できないかもしれない。	
	緊急地震速報の発令又は地震発生時の行動要領を確認する。 (身の安全確保、火の始末、出口の確保など)	☐
	従業員全員で避難場所や避難誘導要領を確認する。	☐
	地震が発生した際、停電等となり、客や建物利用者がパニックを起こすかもしれない。	
	停電や断水等に備え、懐中電灯等の非常用物品を常備する。	☐
	従業員全員で、客や建物利用者を落ち着かせ、的確に避難誘導することを確認する。	☐
	地震発生時に、棚に乗せている物が落下したり、家具などが倒れるかもしれない。また、倒れた家具等の下敷きになる者がいるかもしれない。	
	棚に乗せている物や、倒れるおそれのある家具などがある場合は固定する。	☐
3 日常点検の評価		
項目	点 検 内 容	チェック欄
日常の点検に関すること	日常的に、通報要領を従業員全員で確認する。	☐
	日常的に、避難誘導要領を従業員全員で確認する。	☐
	日常的に、その他の防火・防災対策を従業員全員で確認する。	☐

備 考

1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. チェック欄は、□に✓を記入すること。
3. 各項目について、該当しない場合は記入しないこと。

平成23年度予防行政のあり方に関する検討会 委員名簿

(平成23年12月現在。順不同・敬称略)

<学識経験者>

平 野 敏 右	東京大学名誉教授
関 澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
小 出 治	東京大学工学部都市工学科教授
次 郎 丸 誠 男	危険物保安技術協会特別顧問
辻 本 誠	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
野 村 敏	元国際医療福祉大学大学院教授
河 村 真紀子	主婦連合会事務局次長

<事業所等>

篠 原 一 博	社団法人日本ショッピングセンター協会専務理事
丸 山 裕 弘	社団法人日本ビルディング協会連合会
芳 賀 敏 晴	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会建築物安全管理委員会
湯 川 智 美	社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国社会福祉施設経営者協議会
杉 田 純 一	社団法人日本損害保険協会業務企画部長
高 橋 正 彦	社団法人日本病院会副会長
下 村 忠 男	全国興行生活衛生同業組合連合会事務局長
岩 佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長

<消防関係団体>

澤 井 安 勇	財団法人日本防災協会理事長
長 澤 純 一	財団法人日本消防設備安全センター理事長
小 林 輝 幸	日本消防検定協会理事長

<消防本部>

和 田 雅 巳	千葉市消防局予防部長
有 賀 雄 一 郎	東京消防庁予防部長
和 田 敏 章	大阪市消防局予防部長

<オブザーバー>

竹 村 好 史	国土交通省住宅局建築指導課課長補佐
今 村 徹	国土交通省鉄道局技術企画課課長補佐
家 田 康 典	厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐
廣 瀬 泉	厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐
田 口 雅 之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

<事務局>

消防庁予防課

火災予防の実効性向上作業チーム委員名簿

(平成23年12月現在。順不同・敬称略)

<学識経験者>

関 澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
木 下 健 治	弁護士

<消防機関>

古 舘 謙 護	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長兼予防課長
安 藤 勝	千葉市消防局予防部参事兼予防課長事務取扱
會 田 幸 子	東京消防庁予防部防火管理課長
梅 垣 浩 久	京都市消防局予防部予防課長

<オブザーバー>

秋 葉 健 次	全国消防長会事業管理課長
---------	--------------

<事務局>

消防庁予防課

規制体系の再編作業チーム委員名簿

(平成23年12月現在。順不同・敬称略)

<学識経験者>

小 林 恭 一	東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授
志 田 弘 二	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授

<消防機関>

千 葉 周 平	千葉県消防局予防部指導課長
中 村 眞 一	東京消防庁予防部副参事（予防技術担当）
池 田 秀 範	大阪市消防局予防部規制課長

<オブザーバー>

秋 葉 健 次	全国消防長会事業管理課長
---------	--------------

<事務局>

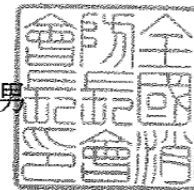
消防庁予防課



全消発第 395 号
平成 23 年 11 月 15 日

総務省消防庁
長官 久保 信保 様

全国消防長会
会長 北村 吉男



複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化及び 自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について

近年の複合ビル等における相次ぐ火災や、消防法令違反等が多い実態を踏まえ「複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化について」審議した結果、建物全体での防火対策の責任者を明確にするとともに、複合ビル等における各専有部分の防火管理者に対する必要な指示をすることができることなどを内容とする消防法の改正、雑居ビル等における防火管理の実効性を向上させる制度の構築が必要であるとの結論に至った。

また、昨年度行われた事業仕分けの結果を受け、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る対象品目の見直しが検討され、「検定対象品目」から「自主表示」に移行することとされた消防用ホース、漏電火災警報器等の自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について、審議した結果、これらの機械器具は、現行の検定制度において品質の確保が担保されていることから、粗悪品の流出の防止が図られ、継続的に使用者、利用者の安全性が確保されているところである。今後、検定対象品目から除外され、一定の品質を有していない粗悪品が流通した場合、火災の予防、消火活動等に重大な支障を生じるおそれがあることから、引き続き品質確保を図る必要があるという結論に至った。

ついては、次の事項について要望する。

1 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化について

建物全体で講ずべき防火対策の責任者を選任することを消防法において、明確に位置付けるとともに、建物に入居する各テナントの防火管理に不備がある場合には、当該責任者が、各防火管理者に必要な指示をすることができることなどを内容とする消防法改正を行い、複合ビル等における防火管理の実効性を向上させる制度を構築すること。

2 自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について

消防用機械器具等が通常の製品とは異なり、一定の性能等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれがあるという特有の性格があることを踏まえ、消防用ホース等を「検定」から「自主表示」の対象品目に移行するに際しては、自主表示対象機械器具等に係る品質を確保するために以下に掲げる措置を新たに講ずること。

- (1) 自主表示対象機械器具等の製造業者等による規格適合検査の実施並びに検査記録の作成及び保存の義務づけ
- (2) 規格不適合品を流通させた製造業者等に対する総務大臣によるリコール命令権の創設
- (3) 規格不適合品を流通させた者に対する罰則の引き上げ
- (4) 第三者による任意の認証制度の整備

参考資料5

防火管理に係る過去の主な裁判例

判例名	パブスナック「エルアドロ」火災事件第一審判決
発生年月日等	昭和53年3月10日 0時09分頃
事件概要等	・今町会館（1・2階貸店舗、3階住宅）の2階パブスナック「エルアドロ」の2階出入口通路付近から出火し、死者11名、負傷者3名発生 ・経営者は、今町会館の所有者から1・2階部分を賃借 ・店長は、経営者から雇用された者 ・経営者及び店長が、業務上過失致死傷罪で起訴
罪 名	業務上過失致死傷罪
被告人	① 経営者（店舗の管理について権原を有する者） ② 店長（業務上の注意義務を有する者）
判 決	① 禁錮1年6月（執行猶予3年） ② 禁錮1年6月（執行猶予3年）

判例名	ホテルニュージャパン火災事件第一審判決
発生年月日等	昭和57年2月8日 3時00分過ぎ
事件概要等	・「ホテルニュージャパン」の9階客室において、同室宿泊客のタバコの不始末から出火し、死者32名、負傷者24名発生 ・(株)ニュージャパン代表取締役社長は、消防法第17条の「関係者」であり、かつ、同法第8条の「管理について権原を有する者」 ・支配人は、代表取締役社長から防火管理者として選任された者 ・代表取締役社長及び支配人が業務上過失致死傷罪で起訴
罪 名	業務上過失致死傷罪
被告人	① 代表取締役（消防法第8条第1項の管理について権原を有する者、同法第17条第1項の関係者） ② 支配人（防火管理者）
判 決	① 禁錮3年（実刑） ② 禁錮1年6月（執行猶予5年）

判例名	新宿区歌舞伎町ビル火災事件
発生年月日等	平成13年9月1日 0時50分頃
事件概要等	・雑居ビル3階エレベーターホール付近から出火し、死者44名、負傷者3名発生 ・ビルを所有する会社の取締役(実質的経営者)及び代表取締役、3階店舗の経営者、店長及び従業員、4階店舗の経営者が業務上過失致死傷罪で起訴 ・ビル所有会社の賃借契約等に係る決定権は、実質上、代表取締役ではなく取締役が所有 ⇒それぞれ、ビル全体の管理について権原を有する者として認定 ・3階及び4階店舗の経営者は、ビル所有会社から賃借 ⇒各店舗部分の管理について権原を有する者として認定 ・3階店舗の防火管理者は、店長自らが選任
罪 名	業務上過失致死傷罪
被告人	① ビル所有会社の取締役（ビルの管理について権原を有する者） ② ビル所有会社の代表取締役（ビルの管理について権原を有する者） ③ 3階店舗の経営者（店舗の管理について権原を有する者） ④ 3階店舗の店長（店舗の防火管理者） ⑤ 3階店舗の従業員（防火管理業務に従事する者） ⑥ 4階店舗の経営者（店舗の管理について権原を有する者）
判 決	① 禁固3年（執行猶予5年） ② 禁固3年（執行猶予5年） ③ 禁固3年（執行猶予5年） ④ 禁固2年（執行猶予4年） ⑤ 無罪 ⑥ 禁固3年（執行猶予5年）

判例名	カラオケ店（ビート）火災事件
発生年月日等	平成19年1月20日 6時30分頃
事件概要等	・カラオケ店の厨房から出火し、適切な初期消火活動及び2階客室内にいた8名の客を避難誘導することができず、火災により発生した一酸化炭素を含む高温の煙によって死者3名、負傷者5名発生 ・経営者は、同店の消防用設備等の設置管理や防火管理上の措置を行うべき義務を負う者
罪 名	業務上過失致死傷罪
被告人	① 経営者（消防法第8条第1項の管理について権原を有する者、同法第17条第1項の関係者） ② アルバイト従業員（失火者）
判 決	① 禁錮4年（実刑） ② 禁錮1年6月（実刑）

消防本部における火災予防業務体制の 実態に係る意見交換会の概要

1 目的

近年のわが国における建物火災をかんがみると、大規模な事業所における大火災の発生は見られなくなったものの、一方で、雑居ビル内の飲食店等の比較的小規模な事業所やグループホームなどの小規模福祉施設といった小規模事業所等で多くの死傷者を伴う火災の発生が目立つ状況である。

また、高齢化等の進展に伴い、一般住宅での火災による死者が高齢者を中心に増加している傾向にあることを踏まえて、消防法の一部改正により住宅用火災警報器の設置が義務付けられるなど、近年では、事業所等における火災予防対策と並んで、住宅防火対策の強化が火災予防行政の大きな課題となっている。

本事業は、このような社会情勢下において消防本部が行う火災予防業務の実態に係る意見交換を行うことにより、効率的かつ効果的な火災予防対策（火災予防の実効性向上、火災予防に係る規制体系の再構築）の検討を行うための参考とするために、意見交換会を開催し、アンケート調査を実施するものである。

2 意見交換会

（１）内容

「今後の火災予防行政の基本的な方向について（報告）」（平成２２年１２月予防行政のあり方に関する検討会報告書）を踏まえた現在までの検討状況について意見交換を行う。

ア 火災予防の実効性向上（火災予防の実効性向上作業チーム）

- （ア）管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入
- （イ）複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

イ 火災予防に係る規制体系の再構築（規制体系の再編作業チーム）

- （ア）規制体系の再編
- （イ）消防用機器等の検定制度等の見直し

（２）開催日程及び場所

地区名	開催日程	開催場所
北海道	９月２日（金）	札幌市消防局 ７階 講堂
東北	９月１５日（木）	仙台市消防局 ６階 会議室
関東①	８月３０日（火）	消防庁第一会議室
関東②	８月２９日（月）	消防庁第一会議室
東海	９月６日（火）	名古屋市中消防署 ４階 講堂
東近畿	９月５日（月）	京都市消防局 ４階 第一会議室
近畿	９月１６日（金）	大阪市消防局 ６階 会議室Ｂ
中国	９月７日（水）	広島市南消防署 ５階 講堂
四国	９月２６日（月）	総合あんしんセンター ５階 災害対策本部
九州	８月３１日（水）	福岡市消防局 ３階 会議室

(3) 出席者

下表に掲げる消防本部の予防業務を担当する課長級職員

地区名	消防本部名
北海道	札幌市、旭川市、函館市、小樽市、苫小牧市、釧路市
東北	青森地域広域、秋田市、盛岡地区広域、山形市、仙台市、福島市、郡山地方広域、いわき市、新潟市
関東①	前橋市、高崎市等広域、宇都宮市、水戸市、さいたま市、川越地区、千葉市、船橋市、柏市、東京都
関東②	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、甲府地区広域、長野市、静岡市、浜松市
東海	名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、岐阜市、四日市市
東近畿	富山市、金沢市、福井市、大津市、京都市、乙訓消防組合、奈良市、和歌山市
近畿	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市
中国	岡山市、倉敷市、鳥取県東部広域、広島市、福山地区、松江市、下関市
四国	高知市、高松市、徳島市、松山市
九州	福岡市、北九州市、久留米広域、佐賀広域、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

3 火災予防業務体制の実態に係るアンケート

意見交換会参加消防本部に対し、「火災予防の実効性向上」及び「規制体系の再編」の各検討事項に係る消防本部の実態のほか、消防行政の施策全般に係るアンケート調査を実施した。

4 意見交換会の概要

(1) 火災予防の実効性向上（火災予防の実効性向上作業チーム関係）

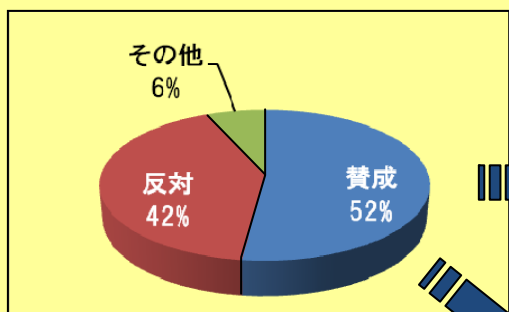
ア 管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入

管理開始届出の法定

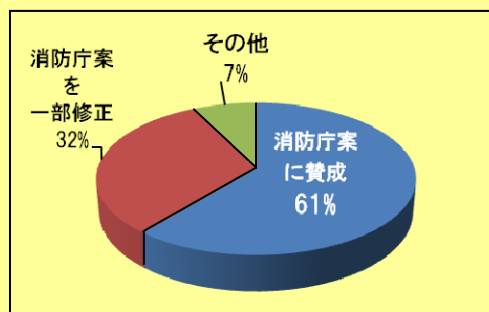
小規模事業所等を含む各種の事業所等において、管理権原者に対し、その建築物等の関係者の氏名や用途等を記載した管理開始届出を消防機関に提出することを義務付けることに対して、どのように考えるか。

- ① 届出義務の対象範囲は、どのように考えるか。
 - a 山林・舟車・戸建住宅を除くすべての防火対象物
 - b 特定防火対象物に限定
- ② 既存建物への適用について、どのように考えるか。
 - a 既存建物すべてを対象
 - b 既存は対象外とするが、既存については、指導として管理開始届出を提出させ計画的に把握

問 「管理開始届出制度の法定」について

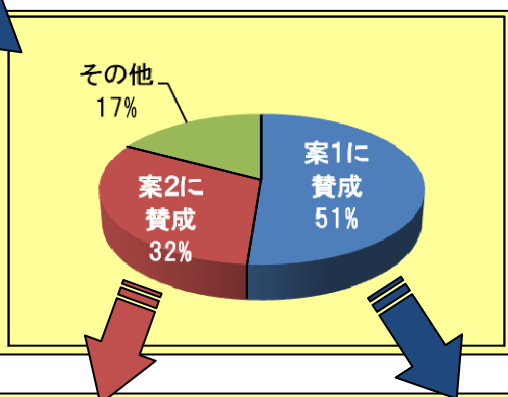


問 防火対象物管理開始届出書の様式案について



問 届出義務の対象範囲について

- 【案1】山林・舟車・戸建住宅を除くすべての防火対象物とする。
 【案2】特定防火対象物に限定

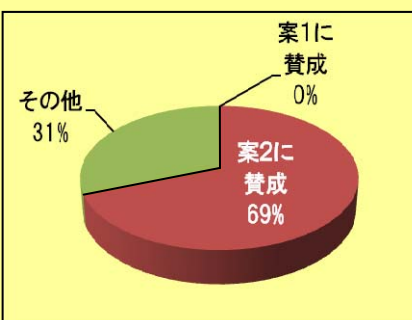


問 既存建物への適用範囲について

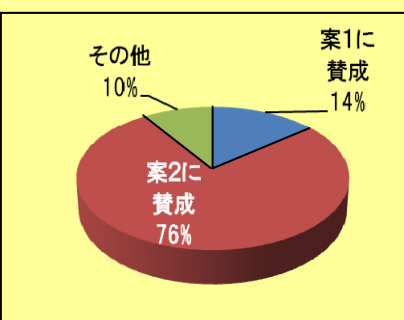
【案1】既存建物すべてを対象とする。

- 【案2】既存は対象外とするが、既存については、指導として管理開始届出を提出させ、計画的に把握する。

前質問で「案2」と回答した者が、本質問に回答した時の内訳



前質問で「案1」と回答した者が、本質問に回答した時の内訳

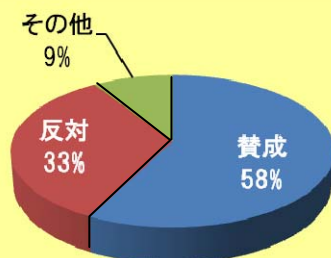


■主な意見

事務局案 に賛成	○ 既存を対象とするのは、今回の改正の論点からすれば当然である。
条件付き で事務局 案に賛成	○ 管理開始届出はテナントごとの管理権原者に対して防火意識を高め、それが提出されれば消防本部で実態把握をするということで、行政側の視点としては非常に良いが、国民の負担を考えると二重の届出となり、負担増になるのではないか。 ○ 管理開始届出に現行の使用開始届出を網羅する形で一本化しないと、事業者側の混乱を招くことが懸念される。 ○ 管理開始届出制度を検討する際には、廃止する時の届出についても検討する必要があるのではないか。 ○ 国として関係省庁との有効な連携方策を確保できるのであれば、管理開始届出制度を創設することに賛成である。 ○ 使用開始届出が条例で規制されていても、なかなか提出されないケースが多いので、法令で義務付けをすべき。 ○ テナントを把握するのであれば、ほとんどの場合は営業行為を行うことが想定されるので、「管理開始届出」ではなく「営業開始届出」というようにすれば、関係者も理解しやすいのではないか。
事務局案 に反対	○ 今回の管理開始届出について、現行火災予防条例(例)の使用開始届出に係る部分を改正すれば、既存の建物に対する指導等各消防本部の実情に応じた形で管理権原者を把握することができるのではないか。

防火に係る自己診断の導入

建築物等における火災時の危険性等を確認することができる「防火に係る自己診断」を行うことのできるチェックシート様式の提出を義務付けすることに対して、どのように考えるか。



問 使用開始届出は現行のとおりとしながらも、火災予防条例(例)を改正して「防火に係る自己診断」を新たに規定することについて

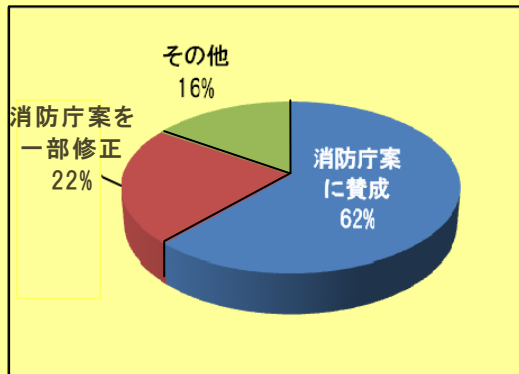
■主な意見

事務局案 に賛成	○ 取扱い次第で、関係者に対する防火意識の高揚を図ることができる。 ○ チェックシートが運用された場合、これを見ながら事業者に指導できるので、使い方によっては有効ではないか。
条件付き で事務局 案に賛成	○ チェックシートは自己診断ではなく、ただ該当するかどうかをチェックするだけなので、自己検証できるシートに修正してほしい。 ○ 5段階の危険度といったチェック方法で、ビルに対する危険を確認させることも良いのではないか。 ○ 提出後の管理権原者の防火意識の向上、維持管理を確保する観点から、チェックシートにおいて定期的にチェック、保存する制度にした方が良いのではないか。 ○ 消防計画作成の対象であれば、その中に盛り込んで毎日点検するような形にした方がよい。
事務局案 に反対	○ 書面上だけでチェックを行う方式では、火災予防につながるのかという実効性の問題がある。

イ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

建物全体の防火管理者と専有部分の防火管理者の関係

防火管理統括者(仮称)の権限を強化し、専有部分の防火管理者に対して指示・命令する権限を創設することが可能であるか。



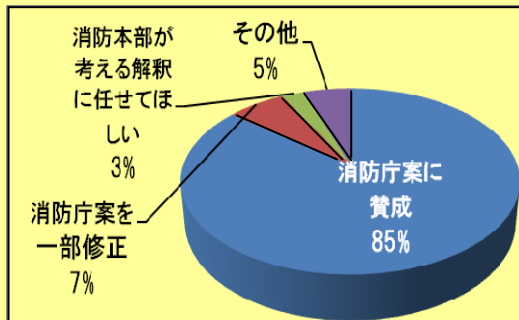
問 防火管理統括者(仮称)は、各専有部分の防火管理者が行うべき防火管理について、消防計画に従って行われていないと認める場合には、必要な措置を講ずべきことを指示することができる権限を創設することについて

■主な意見

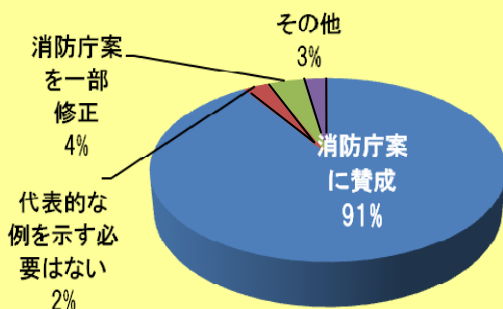
事務局案に賛成	○ ある程度責任を持つ立場のテナントなり管理者や所有者がいた場合には、指示権を強化した方が建物全体の防火管理の充実・強化につながる可能性がある。 ○ 防火管理統括者(仮称)の権限の強化は、共同防火管理体制の強化となる。 ○ 防火管理統括者(仮称)の権限が強化され、命令の名あて人に対して指導しやすい。 ○ 統括防火管理者(仮称)は、今よりも法令上の位置付けを明確にすることに賛成
条件付きで事務局案に賛成	○ 防火管理統括者(仮称)を選任する際、どの程度共同防火管理協議会に参加する人がいれば、防火管理統括者(仮称)の選任が有効なのかなどの選任に関するルール等についても示すべきではないか。
事務局案に反対	○ テナント間の関係が良好ではなく、共同防火管理協議事項を作成することができない状況下では、一定の権限を有する防火管理統括者(仮称)を定めることは、実態として非常に難しいのではないか。 ○ 共同防火管理協議事項の届出書の届出率が悪いのでどうにかすべきとする観点からすると、罰則強化の方向で検討しても良いのではないか。

（防火に係る）「管理権原」の考え方について

- 「複合ビル等における防火管理の実態」を踏まえ、「防火管理に係る主な裁判例」を参考にすると「管理権原」の考え方について一定の整理することができるか。
- 「管理権原者の代表的な例」について、一定の整理をすることができるか。



問「管理について権原を有する者についての整理(素案)」について



問「管理権原者の代表的な例(素案)」を示す事について

■主な意見

事務局案に賛成	○ 「管理について権原を有する者」を整理すべき。 ○ 管理権原の代表的な例についても、公共の建物の中には指定管理者制度を入れてそこから防火管理者を選任される例が見られる。
条件付きで事務局案に賛成	○ 法第17条で権原を有する者と第8条の防火の権原を有する者を便宜上同一にしているケースがあると思うが、それは運用上考慮する必要があるため、簡素化してほしい。

(2) 火災予防に係る規制体系の再構築（規制体系の再編作業チーム関係）

ア 規制体系の再編

- 規制体系の再構築を行う理由をどのように整理するか。
- 新しい規制体系における規制と、現行の規制との関係をどのように整理するか。

■主な意見

事務局案 に賛成	○ 現状の規制体系では様々な不具合が生じているため、規制体系を再構築することで火災予防の実効性向上につながるのではないか。 ○ 経済情勢や高齢化社会から、災害弱者を優先して取り組むことは非常に良い。
条件付き で事務局 案に賛成	○ 令別表の項の定め方を明確にすべき。消防本部によって違いが出るのは非常に良くない。建物関係者は、「これが問題があるとはどこにも書いていない」という論理で考えるケースが想定されるが、実際に火災が発生した場合に、項の判定をめぐって責任問題が生ずる可能性が高い。 ○ 無窓階の規定を廃止し、設置基準を無窓階ベースにした上で、用途によって設備を免除するあるいは設備を緩和するなどできないか。 ○ ハード面を考えるなら、無窓階の関係と、法第10条と第17条の特別法と一般法の整合、そして自動消火という3つの視点で制度の見直しを検討できないか。 ○ (6)項口関係では、ある程度自力避難困難者が就寝する施設であるというような項目の区分けをした方がわかりやすい。
事務局案 に反対	○ 規制体系の再編に係る法令改正については、過去からの経過が一層わかりにくくなり、規制が緩和あるいは強化された場合、今まで行ってきた指導の一貫性がなくなる。

- 新しい規制体系については、既存の建築物等にも適用するか。

■主な意見

事務局案 に賛成	○ 遡及する場合はそれなりに大変だが、遡及しない場合でも新旧2つが数十年継続するとなると運用が難しくなる。
条件付き で事務局 案に賛成	○ 既存の特定防火対象物に係る消防用設備等の基準の遡及により指導された防火対象物との兼ね合いをどう整理するのかといったことが問題である。 ○ 国民に経費的な負担をかけるため、消防職員が十分に説明できるような理論構成にしておくべき。
事務局案 に反対	○ 遡及する場合は、既存の建築物に対し指導が必要になり、遡及しない場合は基準が新旧の2つが併存して複雑化する。

イ 消防用機器等の検定制度等の見直し

■主な意見

事務局案 に賛成	○ 需要者、供給者が第三者認証の仕組みを活用することなどにより、できるだけ不良品が市場に出回らないようにしてほしい。 ○ 住宅用火災警報器は義務設置であり、奏功事例もあれば非火災報も出てくるので、今後とも厳格に検定を行ってほしい。
条件付き で事務局 案に賛成	○ 保険会社との連携ができれば、ある程度消防用機器の設置が進むのではないかと。 ○ 消防用機器等の検定制度についてメディアなどを通じた広報活動をしてほしい。

5 消防機関における関係機関との連携体制構築例

(1)「社会福祉施設」関係

取 組 例	消防本部名
保健福祉部局、建築部局との間で連携要領を策定し、社会福祉施設の新規開設、立入検査時の指摘事項等に係る情報の共有化を図るとともに、連絡協議会を設置し、実務レベルでの情報交換を行っている。	札幌市消防局
福祉部局は、福祉関係法令に基づいて事業所から届出がなされたり、指定を行う場合は、消防機関に通知することとなっている。このことにより小規模施設であっても、実態把握が容易に行えるようになっている。	旭川市消防本部
福祉部局、建築部局、消防部局において、年1～2回の連絡会の開催や合同での立入検査、情報の共有化を図り、各管轄の法令すべてに違反が生じないようにしている（国通知に基づき要綱等を作成）。	仙台市消防局
保健福祉部の担当課へ福祉事業者が認可申請した場合、担当課から消防法令遵守に係る意見要請がなされる。これにより、防火管理業務、消防用設備等の設置及び使用開始に係る届出等について回答するなど、連携を図っている。	いわき市消防本部
消防用設備等の設置義務のない小規模な令別表第一（6）項ロ及び（6）項ハ（老人デイサービス、老人短期入所施設、老人介護支援センター）については、市担当部局から設置届出、事業開始届出の写しが送付される。	豊橋市消防本部
平成20年から、京都府及び京都市の保健福祉部局と連携し、社会福祉施設関係者から保健福祉部局に対して相談等があった場合には、各消防署において事前指導を受けるよう促すことにより、消防機関が把握、事前指導を行うことができる取組を実施している。	京都市消防局
社会福祉施設の担当所管である府保健所及び市町村では、計画段階において施設事業者に対し府土木事務所（建築基準法関係）、消防（消防法関係）と協議するよう指導することを調整した。	乙訓消防組合消防本部
平成17年に保健福祉局に対して、新たな施設の開設や増改築を行おうとする関係者が消防機関へ事前相談を行うよう文書で依頼している。	神戸市消防局
関係施設の把握、補助金申請・交付状況、立入検査結果などの情報を相互交換するため、消防局、建築部局、福祉部局（介護、高齢、自立支援）の合同会議を昨年度開催し、適切に関係所管施設に対して指導していくことを申し合わせた。適宜、消防の立入検査結果や福祉部局の補助金申請状況等を情報交換している。	広島市消防局
市や県の福祉部局との電話、文書による照会を通して、防火対象物の項の変更等の実態把握に常に努めている。なお、県の福祉部局が消防機関に防火対象物の使用開始届出を提出していなかった事業所に消防機関への提出指導をしたこともあり、これにより建物の実態が判明した例もある。	長崎市消防局
福祉行政、建築行政、消防行政の各機関が連携して防火安全対策を実施する旨の取り決め（社会福祉施設等の防火安全対策に係る関係行政機関の連携に関する了解事項）を定め情報の共有化を図っている。	富山市消防局
宅老所に係る取組として、介護部局と連携を取り消防の意見がなければ介護の認定をしないという取扱いにしている。なお、消防に意見を求められた段階で立入検査を行い、意見に対する回答を出している。	佐賀広域消防局

(2)「雑居ビル」関係

取 組 例	消防本部名
「高崎市等広域圏における防火対象物安全対策協議会」を設置し、関係部局が知り得た情報を共有し、必要に応じて検討会を開催している（市建築部局、市保健福祉部局、県建築部局、県保健福祉部局、警察、消防）。	高崎市等広域消防局
「愛知県建築安全安心マネジメント協議会」において、小規模雑居ビル等への対応として「県及び特定行政庁は、防災上の危険が指摘されている小規模雑居ビル等について「愛知県違反建築物対策連絡会議」を通じて消防部局、警察部局及び衛生部局と連携強化を図り、的確な建築確認審査、検査及び適宜報告等が行われるよう努める。」とされており、県単位での取組を行っている。	名古屋市消防局
平成13年の新宿区歌舞伎町の火災を受け、同年11月に川崎市雑居ビル対策連絡協議会を設置し、関係機関（警察、まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局）と定期的に協議会を開催し、情報交換を行っている。また、当協議会の発案により、風俗営業施設、飲食店等の営業許可の際、消防等の他行政への届出を促すチラシを配布することとなっている。	川崎市消防局
平成14年から、消防、建築及び警察が連携し、京都府防火安全対策連絡協議会を設け、警察に対して風俗営業に係る申請があった場合に、関係行政機関へ連絡する体制を取ることで、風俗営業施設に係る情報把握ができる取組を実施している。	京都市消防局
対象施設の営業許可申請等に合わせて各行政機関（建築行政、風俗営業行政、食品関係行政及び消防行政）において連絡体制を構築している。	福井市消防局
消防、警察、建築部局の担当者を構成員とする「雑居ビル防火安全対策に係る広島市連絡協議会」を設け、定期的に会議を開催し情報交換を行うほか、「雑居ビル防火安全対策のための連携に関する申し合わせ」により情報の共有化と防火安全対策の推進を図っている。	広島市消防局
県、市における関係法令に基づく許可等に際し、平成15年に県警察本部、県生活環境部、同土木建築部、市建築指導課の各行政機関が相互に連携、調整等の情報交換を目的とした「了解事項」が合意され、許可、届出に係る査察等を合同で実施している（消防法令適合通知書の確認査察など）。	大分市消防局
県主導による県内関係行政機関との協議の結果発出された通知内容に基づき、風俗営業行政、建築行政及び消防行政が連携し、雑居ビル等の安全対策に取り組んでいる。	佐賀広域消防局

(3)「風俗営業施設」関係

取 組 例	消防本部名
警察機関、消防機関及び建築行政機関により、「風俗営業の許可等に伴う関係機関の連携に関する協議事項」を定め、連携を図っている。	函館市消防本部
風俗営業の許可等に伴う関係行政機関の連携に関する了解事項について」に基づき連携している。また、保健所からの消防法令適合通知書交付申請書により把握する場合もある。	秋田市消防本部

「風俗営業施設を含む防火対象物の防火安全対策における関係機関との連携について」（通知）に基づき、警察機関及び建築部局との連携を行っている。	千葉市消防局
県総務部、都市部及び県警察本部で覚書が締結され、これに伴い警察が風俗営業の許可をする際に文書の送付があり、これに伴い本部予防課及び各消防署の予防係にて立入検査を実施し、テナントを把握している。	船橋市消防局
平成15年に県消防防災課、県警生活安全企画課、県建築管理課の三者により、「雑居ビル等防火安全対策に係る関係行政機関の連携に関する申し合わせ」がなされており、現在も管内の風俗営業に係る新規許可、変更承認等申請が警察機関になされた場合、情報提供を受け、建築行政機関とともに合同査察（現地調査）を実施し、管理権原者の特定、必要な消防用設備等の設置維持状況の確認をはじめとする現状の把握を行っている。	長野市消防局
風俗営業許可の際、警察の指示に基づき申請者から消防へ下見の依頼が行われ、消防機関は下見（現場調査）後、調査結果通知書に意見を付して申請者に交付している。	大阪市消防局
警察が風俗営業許可申請時に、関係者に対して消防機関の意見書の添付を求めるとような下見依頼という制度がある。関係者は、風俗営業許可申請までに消防の下見（検査）を受け、消防の意見書を風俗営業許可申請書に添付することになっている。また、下見時において、消防法令違反が認められた場合は、意見書にその違反内容を記載するので、警察は、申請書の受理時に関係者に対して当該消防法令違反については是正するよう行政指導を行うようになっている。	高槻市消防本部

（４）「飲食店等施設」関係

取 組 例	消防本部名
市保健所から、毎月の飲食業に係る新規営業許可施設の情報提供を受けている。	新潟市消防局
飲食店等の営業許可について、所轄の保健所から通知があった場合には、必要に応じて現地調査を行い、調査書を作成し処理するものとする旨規定している。	東京消防庁
関係者から保健所へ提出する消防法令適合証明書提出にあたり、消防本部に申請がされ、それに基づき対象物について立入検査をし、実態を把握している。	甲府地区広域行政事務組合消防本部
平成20年から、市保健福祉局と連携し、保健センター（保健所）の窓口担当者から飲食業許可の申請者に対して、消防法令に基づく各種届出の要請と、相談に消防署へ行くよう呼び掛けるビラを手交する取組を実施している。	京都市消防局
保健福祉局においては、厚生労働省通知に基づき旅館業、興行場及び公衆浴場等の営業許可申請を受理後速やかに所轄消防機関に通報又は申請を指導することとなっている。消防用設備等の改善がなされるまでの間は、旅館業の営業許可はさし控えるものとされたいこととなっている。 保健所等が飲食店等営業許可を行う場合、消防機関に係る届出等についてのリーフレットの配布及び消防機関への相談等を呼び掛けるよう依頼をしている。	北九州市消防局
無届で用途変更を行い、飲食店を開業する事案があり消防機関がその対象物を把握することができないことから、保健所と連携し飲食店としての営業許可を与えた対象物の情報を定期的に入手し、無届の用途変更に対応している。	鹿児島市消防局

(5)「その他施設」関係

取 組 例	消防本部名
児童福祉施設の申請、届出について、関係部局が作成した手引きを通じて関係機関との情報共有を行っている。	札幌市消防局
生計困難者のために、無料又は低額な料金で社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所（無料低額宿泊所）に対する、生活保護を担当としている部署と合同で立入検査を実施している（年1回）。	千葉市消防局
今年度、京都市保健福祉局と連携し、ゲストハウスと称される小規模宿泊施設の情報収集のため、旅館業法第2条第1項に規定される「簡易宿所」の許可リストの提供を受けた一方、査察等において、無許可の可能性がある宿泊施設を覚知した際には、担当部署に対して情報提供する取り組みを実施している。	京都市消防局
以下の項目について建築同意事務等処理規程に定めている。 ・消防署長は建築業附属寄宿舍に係る防火安全について、労働基準監督署長から通報があった場合は、当該防火対象物について調査又は検査を実施し、その結果を労働基準監督署長へ通知する。 ・消防署長は旅館業、公衆浴場及び興行場営業の許可申請に係る防火安全について、保健所長から通知があった場合は、当該防火対象物について調査又は検査を実施し、その結果を保健所長へ通知する。 ・消防署長は国際観光ホテルの登録及び旅館、ホテル内の風俗営業の許可の申請に係る消防法令適合通知書等の交付について、消防法令に適合している場合は、許可等について権原を有する者に通知する。	神戸市消防局
引火性溶剤を使用するドライクリーニング店については、保健福祉局からクリーニング店の開設届出及び使用する溶剤等の情報提供を受け、危険物貯蔵・取扱いについて確認及び指導を行っている。また、建築都市局とも連携を図り、実態把握に努めている。	北九州市消防局

全 消 発 第 2 2 6 号

平 成 2 1 年 7 月 2 日

総 務 省 消 防 庁

長 官 岡 本 保 殿

全国消防長会

会長 小林 輝幸

製品事故における火災原因調査体制の 充実強化について

平素は、警防防災体制充実強化につきまして深いご理解と格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、科学技術の進歩に伴い、製造物は精密・複雑化しており、出火に至った場合の火災原因究明についても専門的知識が必要となり苦慮しているところです。

現在、消防が有する製造・輸入業者への火災原因調査に関する権限は、質問権のみであり、資料提出命令権、報告の徴収権及び立入検査権は任意の協力を得て実施していることから協力を拒否された場合、火災原因調査等に支障が生じた事例もあります。

そのため、火災の発火源となった製造物を詳細に調査するため、製造、輸入業者に対する火災原因調査権限を拡大するとともに火災原因調査員の資質の向上、特異な事案に対する公表及び製造・輸入業者等への再発防止指導を行う高度な専門的知識・技術を有する鑑識機関等の整備検討が必要であり、次の事項について一層のご高配とご尽力を賜りますよう、全国消防長の総意をもって要望申し上げます。

1 製造・輸入業者への火災原因調査権限拡大について

消費者の安心安全のため早急な消防法改正を行い、製造物等起因する火災の再発防止を目的として、火災原因調査権限の拡大について要望する。

2 火災調査体制の充実・強化のため火災調査鑑識機関等の整備検討について

高度化する火災調査業務に対応するため火災原因調査員の資質の向上、特異な事案に対する公表及び製造・輸入業者等への再発防止指導を主な目的として、国が主導のもと各地域レベルでの鑑識機関等の整備検討について要望する。